

十二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 子会社等（第五十六条―第五十八条の五）</p> <p>第五章～第十二章（略）</p> <p>第三編～第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第二百七条第九項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第十項、第五十八條第六項、第五十八條の三第三項、第五十八條の五第二項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第一百五條第三項、第一百五</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 子会社等（第五十六条―第五十八條の四）</p> <p>第五章～第十二章（略）</p> <p>第三編～第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第二百七条第八項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第十項、第五十八條第六項、第五十八條の三第三項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第一百五條第三項、第一百五條の六第三項、第一百十八</p>

の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第

四十三号）第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）

の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（一人又は数人の組合員に

第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 (略)

(新設)

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（一人又は数人の組合員に

その業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 前二号に準ずる株式又は持分として金融庁長官の承認を受けたもの

2 (略)

3 保険会社は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

(免許申請書の添付書類)

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 〇七 (略)

八 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。)

九 〇十一 (略)

その業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。)

四 前二号に準ずる株式又は持分として金融庁長官の承認を受けた株式又は持分

2 (略)

3 保険会社は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

(免許申請書の添付書類)

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 〇七 (略)

(新設)

八 〇十一 (略)

十二 当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第五項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて、元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項第八号において同じ。）に係る全ての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号並びに第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十三 (略)

2・3 (略)

(資本金の額の減少の認可の申請等)

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定に

十一 当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第五項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて、元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項第八号において同じ。）に係るすべての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号並びに第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十二 (略)

2・3 (略)

(資本金の額の減少の認可の申請等)

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定に

よる認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

一〇五（略）

六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、第五十二条の二十三第四項及び第二百八条第二項第一号において同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

2  
（略）

七〇九（略）

（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）  
第五十二条の十三の十六 保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規

よる認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

一〇五（略）

六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、第五十二条の二十三第四項及び第二百八条第二項第一号において同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

2  
（略）

七〇九（略）

（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）  
第五十二条の十三の十六 保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規

定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項に規定する運用実績運動型保険契約に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第八十三条第一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この号及び第八十三条第一号イにおいて同じ。）が、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的

定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項に規定する運用実績運動型保険契約に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ 厚生年金基金が、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項（年金給付等積立金の運用）の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措置

年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条（厚生年金基金令の廃止）の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項（年金給付等積立金の運用）の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該存続厚生年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措置

ロ 存続厚生年金基金から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。第八十三条第一号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十六條の四第三項（年金給付等積立金の運用に関する基本方針等）の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを確保するための措置

ハ 特別勘定に属する財産の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断

ロ 厚生年金基金から厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六條の四第三項（年金給付等積立金の運用に関する基本方針等）の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを確保するための措置

ハ 特別勘定に属する財産の運用に関して、厚生年金基金に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示

を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げないことを確保するための措置

255 (略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

254 (略)

5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げないことを確保するための措置

255 (略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

254 (略)

5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数に對する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に對する割合が十分の一以上であるもの

四・五 (略)

(削る)

六 民事再生法第百七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

イ・ロ (略)

(新設)

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に對する割合が十分の一以上であるもの

三・四 (略)

五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項（事業再編計画の認定）若しくは第二十六条第一項（特定事業再編計画の認定）に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項（中小企業承継事業再生計画の認定）に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六 民事再生法第二条第三号（定義）に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七 会社更生法第百九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 （略）

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社

十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十一 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項（事業再編計画の認定）若しくは第二十六条第一項（特定事業再編計画の認定）の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項（中小企業承継事業再生計画の認定）の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社

十二 （略）

6 前項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事

七 会社更生法第二条第二項（定義）に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 （略）

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

（新設）

十一 （略）

6 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を保険会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも

由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した次の各号に掲げる会社(以下この項、第五十八条の二第一項第九号及び第五十八条の五第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権を当該各号に規定する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。))の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又は

、その議決権が当該保険会社又はその子会社により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第五十八条の二第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。))の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決

その子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社（当該していたもの）（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日
- 二 事業再生会社（第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若し

（新設）

（新設）

くは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。） その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるとときは、当該支援が終了する日）

8  
8  
10  
(略)

(保険会社の子会社の範囲等)  
第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 九 (略)

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号、次条

8  
8  
10  
(略)

(保険会社の子会社の範囲等)  
第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 九 (略)

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号におい

<p>第一項第七号並びに第二百十条の九第一項第七号において同じ。  ( )に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に  関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売(プログラムの  の販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及  び計算受託業務(第三十五号に該当するものを除く。)</p> <p>十の二〇四十七 (略)</p> <p>三〇十 (略)</p>	<p>(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)  第五十七条 法第百六条第三項本文に規定する内閣府令で定める事由  は、次に掲げる事由とする。  (削る)</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号に掲げる会  社による株式又は持分の取得</p> <p>2 法第百六条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、  前項第七号に掲げる事由とする。</p> <p>3 法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、<u>保険会社</u>  若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得  又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。</p> <p>(子会社対象保険会社等の子会社とすることについての認可の申請</p>
<p>て同じ。)に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者  の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売(プ  ログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行  う業務及び計算受託業務(第三十五号に該当するものを除く。)</p> <p>十の二〇四十七 (略)</p> <p>三〇十 (略)</p>	<p>(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)  第五十七条 法第百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由は、  次に掲げる事由とする。</p> <p>一 <u>保険会社</u>又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の  取得</p> <p>二〇七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、<u>前項各号</u>  に掲げる事由とする。</p> <p>(子会社対象保険会社等の子会社とすることについての認可の申請</p>

等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第六十六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該保険会社及びその子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三百十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、第五十九条の三第一項第二号ロ(7)、第八十六条の二第二項、第九十条第一項第八号、第一百五十一条第二十号及び第一百五十二条第一項第十九号において同じ。）の見込みを記載した書類

四く六 (略)

2く5 (略)

6 法第二十五条第十五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準

等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第六十六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該保険会社及びその子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三百十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、第五十九条の三第一項第二号ロ(7)、第八十六条の二第二項、第九十条第一項第八号、第一百五十一条第十九号及び第一百五十二条第一項第十八号において同じ。）の見込みを記載した書類

四く六 (略)

2く5 (略)

6 法第二十五条第十五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

用する。

(法第七百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八條の二 法第七百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 九 (略)

(削る)

十 (略)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

(特例対象会社)

第五十八條の五 法第七百七条第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等の子会社等(子法人等及び関連法人等をいう。)であつて、当該会社の議決権を、保険会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

2 法第二条第十五項の規定は、前項に規定する議決権について準用

(法第七百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八條の二 法第七百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 九 (略)

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取得

十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

(新設)

する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

ハ 会計監査人の氏名又は名称

二 四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ ロ (略)

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

ニ ヌ 又 (略)

六 (略)

2 (略)

(保険計理人の要件に該当する者)

第七十八条 法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

(新設)

二 四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ ロ (略)

ハ 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

ニ ヌ 又 (略)

六 (略)

2 (略)

(保険計理人の要件に該当する者)

第七十八条 法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に

該当する者は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に五年以上従事した者

二 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。）

2 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、損害保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に五年以上従事した者

二 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

該当する者は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。以下この条及び第二百十一条の四十九において同じ。）の正会員であり、かつ、生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に五年以上従事した者

二 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。）

2 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、損害保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に五年以上従事した者

二 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第二百三十条第五項（基金の業務）及び第三百三十条の二第一項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき存続厚生年金基金を保険契約者とする保険契約

ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第九項（存続連合会の業務）及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項（存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第二百五十九条の二第一項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会を保険契約者とする保険契約並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の十八第七項（連合会の業務）及び同法第九十一条の二十四（準用規定）において準用する同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定に基づき企業年金連合会を保険契約者とする保険契約

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ 厚生年金保険法第二百三十条第五項（基金の業務）及び第三百三十条の二第一項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき厚生年金基金を保険契約者とする保険契約

ロ 厚生年金保険法第二百五十九条第七項（連合会の業務）及び第二百五十九条の二第一項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき企業年金連合会を保険契約者とする保険契約

ハ〜カ (略)

二・三 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二 役員等の選任又は退任（以下「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

ハ〜カ (略)

二・三 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては代表執行役、執行役又は監査委員）の就任又は退任があつた場合

二の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合

(新設)

(新設)

二の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の六 会計監査人の選任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）（法第五十三条の七において準用する場合を含む。）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の七・二の八 （略）  
三 （略）

四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とする）ことについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。  
。 を子会社とした場合

四の二〇十八 （略）  
二〇六 （略）

（保険契約の移転の認可の申請）

第九十条 （略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第三百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する

（新設）

（新設）

二の三・二の四 （略）

三 （略）

四 第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

四の二〇十八 （略）

二〇六 （略）

（保険契約の移転の認可の申請）

第九十条 （略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第三百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する

場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇十七 (略)

十八 その他法第三百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(合併の認可の申請)

第一百五條 保険会社等は、法第六十七條第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十七 (略)

十八 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の会計監査人の履歴書

場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇十七 (略)

十八 その他法第三百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類(法第二百五十條第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十條の四第九項の規定により法第三百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類)

(合併の認可の申請)

第一百五條 保険会社等は、法第六十七條第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十七 (略)

(新設)

十九 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあつては法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社、少額短期保険業者にあつては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第一百五十五条の六第一項第十八号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類

二十〇二十二 (略)

2 (略)

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権について準用する。

(会社分割に係る公告事項)

第一百五十五条の三 法第七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 保険契約を承継させる分割であつて、法第七十三条の四第二項の規定による公告をする場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力

十八 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあつては法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社、少額短期保険業者にあつては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第一百五十五条の六第十七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類

十九〇二十一 (略)

2 (略)

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する。

(会社分割に係る公告事項)

第一百五十五条の三 法第七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 保険契約を承継させる分割であつて、法第七十三条の四第二項の規定による公告をする場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力

の充実の状況を示す比率（法第三百三十条（法第二百七十二條の二十八において準用する場合を含む。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下ロ及び第五百五條の六において同じ。）及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

ハ・ニ（略）

（会社分割の認可の申請）

第五百五條の六 保険会社等は、法第七十三條の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 十六（略）

十七 当該会社分割を行った後における保険会社の会計監査人の履歴書

十八 二十二（略）

2（略）

3 法第二條第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権について準用する。

4（略）

（日本における保険契約の移転の認可の申請）

第六十八條（略）

の充実の状況を示す比率（法第三百三十条（法第二百七十二條の二十八において準用する場合を含む。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下このロ及び第五百五條の六において同じ。）及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

ハ・ニ（略）

（会社分割の認可の申請）

第五百五條の六 保険会社等は、法第七十三條の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 十六（略）

（新設）

十七 二十一（略）

2（略）

3 法第二條第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する。

4（略）

（日本における保険契約の移転の認可の申請）

第六十八條（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第三百九條第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二條第五号又は第三百五十九條第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二條第五号又は第三百五十九條第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）を添付しなければならない。

一〇十七 (略)

十八 その他法第二百十條第一項において準用する法第三百九條第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になるうとする場合の認可の申請等)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第三百九條第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二條第五号又は第三百五十九條第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二條第五号又は第三百五十九條第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）を添付しなければならない。

一〇十七 (略)

十八 その他法第二百十條第一項において準用する法第三百九條第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十條第一項において準用する法第三百九條第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二條第五号又は第三百五十九條第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二條第五号又は第三百五十九條第一号に掲げる行為をする場合にあつては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になるうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 (略)

254 (略)

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一5七 (略)

(削る)

6 (略)

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ5ニ (略)

ホ 会計監査人の履歴書

ヘ5フ (略)

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

第二百九条 (略)

254 (略)

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一5七 (略)

八 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式又は持分の取得

6 (略)

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ5ニ (略)

(新設)

ホ5ル (略)

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 前号リ及びヌに掲げる書類

四・五 (略)

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イゝハ (略)

ニ 会計監査人の履歴書

ホゝル (略)

三ゝ五 (略)

3ゝ5 (略)

(特定持株会社に係る認可の申請)

第二百十條の六 特定持株会社は、法第二百七十一条の十八第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第二百十條の三第一項第二号ハからヘまで及びチからヲまで並びに同項第三号から第五号までに掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 前号チ及びリに掲げる書類

四・五 (略)

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イゝハ (略)

(新設)

ニゝヌ (略)

三ゝ五 (略)

3ゝ5 (略)

(特定持株会社に係る認可の申請)

第二百十條の六 特定持株会社は、法第二百七十一条の十八第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第二百十條の三第一項第二号ハからホ及びトからルまで並びに同項第三号から第五号までに掲げる書類

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 (略)

2・3 (略)

4 法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六條第五項に規定する会社とする。

5 前項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を保險持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により取得されたとき(当該社の議決権が当該保險持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保險持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保險持株会社に係る法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

6 前二項の規定にかかわらず、第五十六條の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保險持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した次の各号に掲げる会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権を当該各号に規定する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該保險持株会

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 (略)

2・3 (略)

4 法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六條第五項に規定する株式会社とする。

5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を保險持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。)により取得されたとき(当該株式会社の議決権が当該保險持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。)により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保險持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保險持株会社に係る法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当する。

6 前二項の規定にかかわらず、第五十六條の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保險持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第五十六條第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けてい

社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 新規事業分野開拓会社（第五十六条第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

る期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

（新設）

二 事業再生会社（第五十六条第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社及びこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

7  
7  
10  
（略）

（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

第二百十條の九 法第二百七十一條の二十二第四項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（削る）

一  
一  
六  
（略）

七 保険持株会社の子会社である法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第二百七十一條の二十二第四項ただし書に規定する内閣府令で

（新設）

7  
7  
10  
（略）

（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

第二百十條の九 法第二百七十一條の二十二第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二  
二  
七  
（略）

（新設）

（新設）

定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

(保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百十條の十 法第二百七十一條の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十四号により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一條の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

256 (略)

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イホ (略)

ヘ 会計監査人の氏名又は名称

255 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百十條の十 法第二百七十一條の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十四号により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一條の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。次項及び第二百十條の十四において同じ。）にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

256 (略)

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イホ (略)

(新設)

255 (略)

2  
2  
4 (略)

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一條の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 一〇 (略)

十二 合併後存続する保険持株会社の会計監査人の履歴書

十三 一七 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十條の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一條の三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 一〇 (略)

九の三 当該会社分割を行った後における保険持株会社の会計監査

人の履歴書

十 一六 (略)

2 (略)

(届出事項)

2  
2  
4 (略)

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一條の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 一〇 (略)

(新設)

十二 一六 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十條の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一條の三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 一〇 (略)

(新設)

十 一六 (略)

2 (略)

(届出事項)

第二百十条の十四 (略)

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては、保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。(一)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の二 役員等の選退任があつた場合(役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の三 外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者(以下この号及び次号において「外国所在保険持株会社の役員等」という。)を選任しようとする場合又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の四 外国所在保険持株会社の役員等の選退任があつた場合(外

第二百十条の十四 (略)

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 保険持株会社を代表する取締役又は保険持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては代表執行役又は執行役、外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者)の就任又は退任があつた場合

三の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与(外国所在保険持株会社にあつては、会計参与又はこれに類する職にある者)の就任又は退任があつた場合

(新設)

(新設)

国所在保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の八 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 (略)

五 保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 (略)

五 第二百十条の九各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

とされるものを除く。)を子会社とした場合

六〇十 (略)

3 (略)

(登録の申請)

第二百十一条の二 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする者(次条から第二百十一条の七の二までにおいて「登録申請者」という。)は、別紙様式第十六号により作成した法第二百七十二条の二第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

(人的構成の審査基準)

第二百十一条の七の二 財務局長等は、登録申請者が法第二百二十二条の四第一項第十一号に規定する少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社等であるかどうかの審査をするときは、当該登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

二 取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は使用人のうちに

六〇十 (略)

3 (略)

(登録の申請)

第二百十一条の二 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする者(以下第二百十一条の六までにおいて「登録申請者」という。)は、別紙様式第十六号により作成した法第二百七十二条の二第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

(新設)

、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号（定義）に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、少額短期保険業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（変更等の届出）

第二百十一条の二十 法第二百七十二条の七第一項の規定により届出を行う少額短期保険業者は、別紙様式第十六号の十五により作成した登録事項変更届出書に、会社の登記事項証明書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

2・3 （略）

（業務運営に関する措置）

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 （略）

三 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ・ロ （略）

（変更等の届出）  
第二百十一条の二十 法第二百七十二条の七第一項の規定により届出を行う少額短期保険業者は、別紙様式第十六号の十五により作成した登録事項変更届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

2・3 （略）

（業務運営に関する措置）

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 （略）

三 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ・ロ （略）

ハ 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額（以下ハ及び次条第二項において「総保険金額」という。）は、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額（令第一条の六第五号に掲げる保険については、同号に規定する調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあっては三億円、調整規定付傷害死亡保険にあっては六億円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。以下ハ及び次条第二項において「上限総保険金額」という。）を超えてはならないこと（一の保険契約者との間で、一の会社若しくはその連結子会社等（第一条の二第一項の規定により当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。以下ハにおいて同じ。）の代表者又は当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人が構成する団体の代表者を保険契約者とし、当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款の条項において当該保険期間の途中で被保険者の数を増加させることができることが定められているものを締結している場合において、当該保険契約の被保険者の数が当該条項に基づき増加したときは、当該増加した日から当該保険契約の保険期間の終了の日又は当該増加した日後に当該保険契約者との間で当該保険契約に係る保険と令第一条の六各号に

ハ 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額（以下このハ及び次条第二項において「総保険金額」という。）は、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額（令第一条の六第五号に掲げる保険については、同号に規定する調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあっては三億円、調整規定付傷害死亡保険にあっては六億円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。以下このハ及び次条第二項において「上限総保険金額」という。）を超えてはならないこと（一の保険契約者との間で、一の会社若しくはその連結子会社等（第一条の二第一項の規定により当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。以下このハにおいて同じ。）の代表者又は当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人が構成する団体の代表者を保険契約者とし、当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款の条項において当該保険期間の途中で被保険者の数を増加させることができることが定められているものを締結している場合において、当該保険契約の被保険者の数が当該条項に基づき増加したときは、当該増加した日から当該保険契約の保険期間の終了の日又は当該増加した日後に当該保険契約者との間で当該保険契約に係る保険と令第一

掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する  
場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日の  
いずれか早い日までの間において、総保険金額は上限総保険金  
額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる保険に  
ついては、同号に規定する調整規定付傷害死亡保険以外の保険  
にあつては三億三千万円、調整規定付傷害死亡保険にあつては  
六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保  
険金額の合計額を控除した金額。次条第二項において「特例上  
限総保険金額」という。）を超えてはならないことを含む。）。

#### 四〇七（略）

（保険計理人の要件に該当する者）

第二百十一条の四十九 法第二百七十二条の十八において準用する法  
第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は  
、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保  
険数理に関する業務に三年以上従事した者
- 二 公益社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち  
五科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関  
する業務に五年以上従事した者

（届出事項等）

条の六各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契  
約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始  
の日の前日のいずれか早い日までの間において、総保険金額は  
上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に  
掲げる保険については、同号に規定する調整規定付傷害死亡保  
険以外の保険にあつては三億三千万円、調整規定付傷害死亡保  
険にあつては六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の  
保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。次条第二項にお  
いて「特例上限総保険金額」という。）を超えてはならないこ  
とを含む。）。

#### 四〇七（略）

（保険計理人の要件に該当する者）

第二百十一条の四十九 法第二百七十二条の十八において準用する法  
第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は  
、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数  
理に関する業務に三年以上従事した者
- 二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち五科  
目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する  
業務に五年以上従事した者

（届出事項等）

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、少額短期保険業者の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険業者の常務に従事する取締役を除く。）以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三〇十五 (略)

(少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由)

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては代表執行役、執行役又は監査委員）の就任又は退任があつた場合

二の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合

(新設)

(新設)

三〇十五 (略)

(少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由)

第二百十一条の七十一 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一〇七 (略)

(削る)

2 (略)

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十二 (略)

2 (略)

3 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面(法第二百七十二条の三十一第一項の規定による承認に限る。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ (略)

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人(以下ロにおいて「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

第二百十一条の七十一 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一〇七 (略)

八 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式又は持分の取得

2 (略)

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十二 (略)

2 (略)

3 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面(法第二百七十二条の三十一第一項の規定による承認に限る。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ (略)

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人(以下このロにおいて「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

<p>(1)～(11) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等) 第二百十一条の七十五 (略)</p> <p>2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類(法第二百七十二条の三十五第一項の規定による承認に限る。)は、次の各号に掲げる場合に<sup>イ</sup>、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該会社に関する次に掲げる書類</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 会計監査人の履歴書</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>ハ 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ロ(8)及び(9)に掲げる書類並びに最終の貸借対照表及び損益計算書</p> <p>二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする場合</p> <p>イ (略)</p>	<p>(1)～(11) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等) 第二百十一条の七十五 (略)</p> <p>2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類(法第二百七十二条の三十五第一項の規定による承認に限る。)は、次の各号に掲げる場合に<sup>イ</sup>、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該会社に関する次に掲げる書類</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>ハ 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ロ(7)及び(8)に掲げる書類並びに最終の貸借対照表及び損益計算書</p> <p>二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする場合</p> <p>イ (略)</p>
--	---

ロ 当該承認を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 会計監査人の履歴書

(4)～(10) (略)

ハ 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

(1)～(3) (略)

(4) ロ(7)に掲げる書類

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

ヘ 会計監査人の氏名又は名称

二～五 (略)

2～4 (略)

（届出事項）

第二百十一条の八十六 (略)

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定

ロ 当該承認を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(9) (略)

ハ 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

(1)～(3) (略)

(4) ロ(6)に掲げる書類

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名

(新設)

二～五 (略)

2～4 (略)

（届出事項）

第二百十一条の八十六 (略)

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定

める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の二 役員等の選退任があつた場合(役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の三 外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者(以下この号及び次号において「外国所在少額短期保険持株会社の役員等」という。)を選任しようとする場合又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の四 外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任があつた場合(外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在少額短期保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は

める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役又は少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては代表執行役又は執行役、外国所在少額短期保険持株会社にあつては当該外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者)の就任又は退任があつた場合

三の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与(外国所在少額短期保険持株会社にあつては、会計参与又はこれに類する職にある者)の就任又は退任があつた場合

(新設)

(新設)

は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の八 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

3 四〇八（略）

（特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第二百三十四条の十六 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 四〇八（略）

（特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第二百三十四条の十六 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又

は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第二百三十九条の十一 (略)

2 法第三百八条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イ（適格消費者団体の認定）に規定する消費生活相談をいう。）に必ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第二百三十九条の十一 (略)

2 法第三百八条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イ（適格消費者団体の認定）に規定する消費生活相談をいう。）に必ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

附則

(削る)

附則

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する特例)

第一条の二 生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。以下この条において同じ。)が法附則第一条の十三第一項の規定により解散厚生年金基金等(確定給付企業年金法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下この条において同じ。)に引き渡すことができる資産及び法附則第一条の十三第二項の規定により解散厚生年金基金等から移換されることができる資産は、確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第八十四条で定める有価証券とする。

2 生命保険会社が法附則第一条の十三第一項の規定により解散厚生年金基金等に資産を引き渡した場合又は同条第二項の規定により解散厚生年金基金等から資産を移換された場合は、当該資産の引渡し又は移換は、当該資産の引渡し又は移換に係る有価証券を確定給付企業年金法施行令第八十七条の規定の例により計算した金額の保険金、返戻金その他の給付金の支払又は保険料の收受とみなす。この場合において、当該有価証券の金額の計算は同条に規定する厚生労働大臣の指定する日又は法第四条第二項第二号若しくは法第百八十七条第三項第二号に掲げる書類に定める日を有価証券の評価の基準日として計算するものとする。